

提 案 理 由

高等学校等の教育を受ける重要性に鑑み、府民である生徒が、家庭等の経済的事項にかかわらず、本人の意思と適性により、高等学校等への入学を選択できる機会を保障し、国公立の高等学校等の切磋琢磨による大阪の教育力向上を目指すため、この条例を制定するものである。